平成２１年（フ）第５０６号
徳島市城東町２丁目４番28号―104号
債務者　岸野　敏幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４１号
徳島県小松島市中田町字浜田55番地―303号
債務者　平尾　紀善
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３８号
長崎県諫早市小豆崎町521番地１、前住所長崎県諫早市福田町3078番地３
債務者　村田　孝介
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１エミネント富の原103、前住所佐賀市鍋島町大字森田374番地１
債務者　平田自動車こと　平田　郷司
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１エミネント富の原103、前住所佐賀市鍋島町大字森田374番地１
債務者　平田　美香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
長崎県諫早市高来町汲水85番地　宇良住宅Ｄ棟６号、前住所長崎県諫早市宇都町３番77号
債務者　松永さのえ（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
長崎県大村市東本町462番地　スカイステーション601号、前住所長崎市泉３丁目15番７号
債務者　森内　道子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
長崎県諫早市山川町４番地１
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
長崎県諫早市小豆崎町786番地３、前住所長崎県大村市黒丸町143番地４
債務者　石丸　敏之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
長崎県諫早市泉町41番41号　すみれ館２号、前住所長崎県諫早市本明町453番地２
債務者　今田　勝盛
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
長崎県大村市富の原１丁目1206番地１サクセス11Ｓ－Ⅱ、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷760番地
債務者　川上　　唯
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第８００号
大分市岩田町４丁目２番１Ａ７―199号
債務者　西岡　夕希
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２４７号
群馬県館林市東美園町32番地の３　ノーサイドＢ―101、申立時の住所群馬県館林市近藤町242番地の６
債務者　山中　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７１号
群馬県太田市浜町65番12―193号
債務者　金井　一之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第７３号
愛媛県宇和島市宇和津町１丁目２番24号
債務者　新田　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１６９号
愛媛県宇和島市柿原甲126番地１　柿原団地２棟302号
債務者　渡辺　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１３３号
千葉市稲毛区あやめ台２番17棟305号
債務者　川島　啓一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係